

第5章 都市づくりの方針

○川口市における都市づくりの方針を示しています。

第5章 都市づくりの方針

都市づくりの目標や将来都市構造を達成するための都市づくりの方針について、以下に示します。

【目標1】生活利便性の高い魅力的でにぎわいあふれる都市づくり

方針① 鉄道駅周辺における適正な都市機能の誘導による生活利便性の向上

多くの市民や来訪者が利用するJR線や埼玉高速鉄道線の各駅周辺では、商業・医療・福祉・保育などの生活サービス施設の計画的な立地・誘導を図るとともに、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、鉄道駅の利用者や駅周辺の居住者等にとって生活利便性の高い環境形成に取り組みます。

方針② 拠点間や拠点周辺等における魅力ある都市環境の形成

川口駅と川口元郷駅を結ぶ都市計画道路については、拡幅整備の推進に取り組むとともに、沿道空間における土地の合理的かつ健全な高度利用を促進し、互いの相乗効果を生み出す土地利用を誘導します。

また、南鳩ヶ谷駅とオートレース場を結ぶ幹線道路についても、沿道空間の一体的なまちづくりを促進し、にぎわいある商業など魅力ある生活サービス機能が連なる土地利用の誘導を図ります。

さらに、SKIPシティ及びその周辺では、多くの市民や来訪者が集まる魅力的な空間としての環境整備を促進するとともに、鉄道や他地域との交通動線の確保や回遊性の向上に取り組み、SKIPシティのさらなる活用と周辺地域の活性化に取り組みます。



<川口市立科学館（SKIPシティ）>

【目標2】人と自然と産業が調和した持続可能な都市づくり

方針① 住・工・商の混在市街地における適正な土地利用の推進

中央地域や横曽根地域などの鉄道駅を中心としたエリアでは、商業・医療・保育など様々な生活サービス機能を有する中高層住宅を中心とした土地利用を推進するとともに、既存の工場・倉庫などの維持・保全にも配慮しつつ、快適で良好な住・工・商が共存する土地利用を推進します。

南平地域などの工業系用途地域内では、工業の利便を増進し、安全で快適な活動が行える環境の充実を図ります。

また、江戸時代の宿場町が形成された日光御成道の沿道については、本市における貴重な歴史的景観資源として、まちなみや景観の維持・保全に取り組みます。

方針② 市街化調整区域などにおける緑農地の保全と緑農産業の振興

神根地域や安行地域などの市街化調整区域などを中心としたエリアでは、建築を伴わない特定の用途などへの土地利用転換の抑制方策や営農を継続できる支援方策、民間活力を活用した都市農業の振興方策などの検討を進め、貴重な緑農環境の保全や緑農産業の振興を図ります。

方針③ 広域幹線道路沿道の立地特性を生かした産業系土地利用への誘導

首都高速川口線や東京外環自動車道などの広域幹線道路沿道のエリアなどでは、既存の良好な住環境と緑農地の保全を図るとともに、交通至便な立地環境を生かした流通サービス業などの産業系土地利用の誘導に取り組みます。

方針④ 市民が安心して暮らせる生活環境の形成

市民の安心や治安向上のため、市内3箇所目の警察署の設置を要望するとともに、犯罪抑止効果を高めるための防犯灯や防犯カメラの設置を促進します。

また、増加する空き家の実態把握や適切な維持管理・有効活用のあり方について検討を進めます。

【目標3】交通ネットワークが充実した快適で利便な都市づくり

方針① 市民の暮らしや産業活動を支える階層的な道路ネットワークの構築

市民の暮らしや産業活動に伴う移動を安全かつ円滑にするため、幹線道路と生活道路の役割を適切に分担する階層的な道路ネットワークの構築を図るとともに、大規模災害から市民の生命や安全を守るため、防災性の向上に寄与する道路ネットワークの構築に取り組みます。

また、まちづくりなど多様な観点から都市計画道路のあり方を検証し、社会経済情勢の変化などに対応して、適切に機能する道路ネットワークの構築に取り組みます。

方針② 通勤・通学や買物などで更に利用しやすいバスネットワークの構築

広域への移動に優れた鉄道網を前提に、路線バス及びコミュニティバスからなる充実したバスネットワークを活かし、各種施設へのアクセス性や定時性が確保され、安全な運行に配慮した更に利用しやすいバスネットワークの構築に取り組みます。

また、バスの効率的な運行を実現し、市内各所からの様々な利用ニーズに応えるため、JR線や埼玉高速鉄道線に囲まれた市中央部に、新たなバスの結節点の形成に取り組みます。

さらに、本市の充実したバス路線の維持を図るとともに、バス停周辺の環境整備やバス待ち環境の改善などに取り組み、更なるバス利用の促進を図ります。

方針③ 鉄道駅周辺における交通環境の改善

鉄道、バス、自動車、自転車、徒歩など、様々な交通が結節する鉄道駅及びその周辺においては、市民や来訪者の誰もが円滑に分かりやすく乗り換えられるように、各交通間の乗り換えの利便性向上に取り組みます。また、鉄道駅周辺において、バスや自動車の通行の円滑化に取り組み、徒歩や自転車による安全・快適な移動環境の形成を図るとともに、既存の道路空間の有効かつ効果的な活用による交通環境の改善に取り組みます。

さらに、鉄道駅及びその周辺の地域特性を踏まえ、地域のにぎわいづくりやまちづくりに寄与する移動空間の形成に取り組みます。

方針④ レクリエーション拠点等へのアクセス性・回遊性の向上

誰もがレクリエーション拠点等へ円滑に訪れることができるよう、鉄道駅から各拠点までのアクセスルートや交通手段を確保し、各拠点へのアクセス性の向上に取り組みます。

また、レクリエーション拠点等を連続して訪れやすくなるように、鉄道駅からレクリエーション拠点等へのアクセス性の向上に加え、鉄道駅と鉄道駅の間、拠点と拠点の間の回遊性の向上に取り組みます。

【目標4】自然環境豊かなうるおいとやすらぎのある都市づくり

方針① 河川空間の整備・活用の推進

旧芝川や赤堀用水など、市管理河川における未整備区間については、遊歩道の整備や河川敷の緑化など、市民がうるおいとやすらぎを感じられる場としての空間整備に取り組みます。

また、荒川などの広大な河川空間については、スポーツ・レクリエーションや自然観察・散策などが楽しめる場として、有効な活用を進めます。



<荒川運動公園のドッグラン>

方針② 公園・緑地の整備・活用の推進

公園・緑地の整備率が低い地域においては、土地区画整理事業等の開発計画と合わせた公園・緑地の整備や確保に取り組みます。

また、現在整備中である（仮称）赤山歴史自然公園については、本市における新たなレクリエーションなどの拠点として整備を推進するとともに、地域の活性化を図るために、特産の植木を活用した魅力ある空間整備に取り組みます。



<（仮称）赤山歴史自然公園の鳥瞰イメージ>

【目標5】地域の持続的発展に寄与する健全な都市づくり

方針① 公共施設等の計画的かつ効率的な維持管理の推進

老朽化が進んでいる公共施設等（公共施設、インフラ資産）については、「川口市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的な維持・管理、更新、統廃合、長寿命化を図るとともに、将来にわたる安全性及び効率性の確保に配慮した対策の検討・実施を進めます。

方針② 公共施設跡地の利活用の推進

市内の公共施設跡地については、地域の持続的発展や生活利便性の向上を主眼とする観点から、売却を含めた土地利用計画や施設整備計画の検討を進めます。

また、現在利用されていない旧鳩ヶ谷市民プール跡地を含む沼田公園・第二沼田公園については、防災機能を含め、地域特性に応じた跡地利用計画の検討を進めます。

【目標6】災害に強く安全・安心な都市づくり

方針① 土地区画整理事業の推進による安全・安心な市街地の形成

新郷地域、神根地域、芝地域、安行地域、戸塚地域、鳩ヶ谷地域における都市基盤未整備地区については、道路や公園を適切に配置し、良好な住環境を形成するとともに、宅地としての利用増進を図るため、土地区画整理事業の着実な事業推進に取り組みます。

方針② 密集市街地の解消

木造住宅や狭あい道路（4m未満の道路）が多い密集市街地では、住宅市街地総合整備事業の推進を図るとともに、個別の建物の耐震性・耐火性の向上、狭あい道路や未接道宅地の解消、建築物の共同建替えなどに取り組みます。

また、地震時等に著しく危険な密集市街地では、先行的な事業着手を進め、早期の安全性の確保に取り組みます。

方針③ 都市型水害の抑制に向けた総合的な治水・浸水対策の推進

市内の浸水被害発生箇所を中心に、河川と下水道が連携した整備推進を図り、水路や雨水管の流下・排水・貯留能力を向上させ、地域の総合的な治水・浸水対策に取り組みます。

方針④ 緊急輸送道路沿道建築物における耐震化の促進

市内の緊急輸送道路については、災害発生時において道路閉塞を防ぎ、迅速な応急活動を可能とするため、沿道建築物の耐震化の促進などに取り組みます。

